

## 大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、地震、津波等の自然災害から県民の安全、安心の確保を図るため、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業実施要領（平成23年5月13日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、市町村が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業、経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の

帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (11) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法の変更以外の変更等）
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 補助事業に着手し、又は補助事業が完了したときは、遅滞なく次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 着手した時
  - ア 補助事業着手届 (第8号様式)
  - イ 契約書の写し
- (2) 完了した時
  - ア 補助事業完了届 (第8号様式)
  - イ 完了確認検査調書

(事業の完了確認検査)

第8条 知事は、前条の規定により補助事業完了届を受理したときは、すみやかに当該事業の成果と補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との適合について、完了確認検査を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求をしようとするときは、補助金交付請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第10号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支精算書(第11号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し(遂行状況報告書に添付済みのものを除く)
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様

式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

#### 附則

この要綱は、平成23年度の予算に係る大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金から適用する。

#### 附則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年度の予算に係る大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金から適用する。

#### 附則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年度の予算に係る大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金から適用する。

(別表)

| 補助対象事業             | 補助対象経費   | 補助率   |
|--------------------|--|---|
| 1. 避難路整備事業         | 市町村が、地震、津波等から速やかに避難するために使用する通路を整備（避難誘導灯等の設置を含む。）するのに要する経費  | 1/2以内<br>（ただし、地方債を利用することができる事業については、地方債を利用する部分と利用しない部分（上限500万円）に区分することとし、地方債を利用する部分については、地方債充当（予定）額を除いた残額の1/2以内とし、地方債を利用しない部分については、1/2以内とする。） |
| 2. 避難地整備事業         | 市町村が、地震、津波等発生時の一時的な避難場所となる避難地（津波避難タワーを含む。）等を整備するのに要する経費  | 1/2以内<br>（ただし、地方債を利用する事業については、補助対象経費から地方債充当（予定）額を除いた残額の1/2以内とする。）   |
| 3. 地震津波ハザードマップ整備事業 | 市町村が、地震、津波等から速やかに避難するために、危険区域、避難地及び避難経路等を記載した地図を整備するのに要する経費  | 1/2以内<br>（ただし、地方債を利用する事業については、補助対象経費から地方債充当（予定）額を除いた残額の1/2以内とする。）   |
| 4. 防災情報通信設備整備事業    | 市町村又は自主防災組織等が、地震、津波等から速やかに避難するために必要な防災行政無線、高所カメラ等を設置するのに要する経費  | 1/2以内<br>（ただし、地方債を利用する事業については、補助対象経費から地方債充当（予定）額を除いた残額の1/2以内とする。）   |
| 5. 災害時非常用備蓄品整備事業   | 市町村又は自主防災組織等が、地震、津波等から速やかに避難するため、又は救援、支援が到達するまでの間、避難地での避難生活を維持するために必要な避難誘導用品及び非常用資機材等（非常食等個人が消費するものは除く。）を購入するのに要する経費、及びこれらを保管するための備蓄倉庫を設置するのに要する経費 | 1/2以内<br>（ただし、地方債を利用する事業については、補助対象経費から地方債充当（予定）額を除いた残額の1/2以内とする。）   |
| 6. 海拔等表示板設置事業      | 市町村が、津波から速やかに避難するために必要な海拔等表示板を設置するのに要する経費（測量試験費等を含む。ただし、維持管理費は含まない。他の補助対象事業について同じ。）  | 1/2以内<br>（ただし、地方債を利用する事業については、補助対象経費から地方債充当（予定）額を除いた残額の1/2以内とする。）   |
| 7. 避難所等案内標識設置事業    | 市町村が、地震、津波等から速やかに避難するために必要な避難所や経路等を案内する看板及び標識等を設置するのに要する経費   | 1/2以内<br>（ただし、地方債を利用する事業については、補助対象経費から地方債充当（予定）額を除いた残額の1/2以内とする。）   |
| 8. 警戒標識・案内表示等設置事業  | 市町村が、地震、津波等から速やかに避難するために必要な津波警戒標識、避難経路等案内標識及び避難場所標識等を設置するのに要する経費   | 1/2以内<br>（ただし、地方債を利用する事業については、補助対象経費から地方債充当（予定）額を除いた残額の1/2以内とする。）   |
| 9. 防災士活動支援事業       | 市町村が、防災士の研修及び訓練等を実施するのに要する経費   | 1/2以内<br>（ただし、地方債を利用する事業については、補助対象経費から地方債充当（予定）額を除いた残額の1/2以内とする。）   |
| 10. その他            | 市町村が、地震、津波等被害防止対策に資する事業を実施するのに要する経費  | 1/2以内<br>（ただし、地方債を利用する事業については、補助対象経費から地方債充当（予定）額を除いた残額の1/2以内とする。）   |

第1号様式（第3条関係）

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交付申請書

第 年 月 日  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名 印

年度において、下記のとおり大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業を実施  
したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県地震・津波等被害防止  
対策緊急事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第3条、第11条関係）

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業計画（実績）書

| 事業名 | 地区名 | 事業実施<br>期 間 | 事業量 | 事業費 | 負担区分 |     | 地方債利用<br>の有無 | 備考 |
|-----|-----|-------------|-----|-----|------|-----|--------------|----|
|     |     |             |     |     | 県    | 市町村 |              |    |
|     |     |             |     | 円   | 円    | 円   |              |    |

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入

| 項 目   | 予 算 額 | 備 考 |
|-------|-------|-----|
| 県費補助金 | 円     |     |
| 計     |       |     |

2 支 出

| 項 目 | 予 算 額 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
|     | 円     |     |
| 計   |       |     |

第4号様式（第4条関係）

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業変更承認申請書

第 年 月 日  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業について、下記のとおり変更したい  
ので承認されるよう、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交付要綱第4  
条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

(備考)

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較  
対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかつこ書きで上段に記載するこ  
と。

第5号様式（第4条関係）

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業について、下記のとおり中止（廃止）  
したいので承認されるよう、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交付要  
綱第4条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第6号様式（第4条関係）

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金に係る消費税等仕入控除税  
額が確定したので、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交付要綱第4条  
第1項第10号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)  | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |
| 5 | その他<br>(1) 別紙を添付すること。<br>(2) その他参考となる書類<br>消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。 |   |   |

別紙

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額集計表

| 仕入に係る消費税額<br>及び地方消費税額<br>(A) | 補助率<br>(B) | 仕入に係る消費税等<br>仕入控除税額<br>(A×B) | 備 考 |
|------------------------------|------------|------------------------------|-----|
| 円                            |            | 円                            |     |
|                              |            |                              |     |

(注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第7号様式（第5条関係）

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円  
2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下、「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (11) その他、大分県補助金交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業実施要領（平成23年5月13日伺定）及び大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (12) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
  - ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法の変更以外の変更等）
  - イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減

(備考)

要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第8号様式（第7条関係）

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業着手（完了）届

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業について、下記のとおり着手（完了）  
したので、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交付要綱第7条の規定に  
より届けます。

記

- 1 事業地区名
- 2 事業着手（完了）年月日

第9号様式（第10条関係）

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交付請求書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金 円を精算払  
(概算払)の方法により交付されるよう、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費  
補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

| 補助金交付<br>決 定 額 | 既受領額 | 今 回<br>請 求 額 | 残 額 | 事業完了予定<br>(完了)年月日 | 備 考 |
|----------------|------|--------------|-----|-------------------|-----|
| 円              | 円    | 円            | 円   |                   |     |

第10号様式（第11条関係）

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業実績報告書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業について、下記のとおり実施したの  
で、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交付要綱第11条の規定により、  
その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の効果
- 2 事業完了年月日
- 3 添付書類
  - (1) 事業実績書（第2号様式）
  - (2) 収支精算書（第11号様式）
  - (3) 契約書又は見積書の写し
  - (4) 完成写真
  - (5) 検査調書の写し
  - (6) 領収書又は請求書の写し
  - (7) その他知事が必要と認める書類

(備考)

申請時と実績報告書の事業の内容及び経費の配分が比較対照できるよう申請時（変更申請を行った場合は変更後）の記載事項をカッコ書きで上段に記載すること。

第11号様式（第11条関係）

収 支 精 算 書

1 収 入

| 項 目   | 精 算 額 | 予 算 額 | 増 減 | 備 考 |
|-------|-------|-------|-----|-----|
| 県費補助金 | 円     | 円     | 円   |     |
| 計     |       |       |     |     |

2 支 出

| 項 目 | 精 算 額 | 予 算 額 | 増 減 | 備 考 |
|-----|-------|-------|-----|-----|
|     | 円     | 円     | 円   |     |
| 計   |       |       |     |     |

第12号様式（第12条関係）

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金の額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分  
県地震・津波等被害防止対策緊急事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け  
第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金  
円に確定したので、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金交  
付要綱第12条の規定により通知します。